

議第 66 号 呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

保育における労働力不足に対応し、保育の担い手を確保するため保育所等における保育士の配置について特例的な運用を可能にすることを目的とした家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「国の基準」といいます。）の一部改正（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 22 号）による改正）などに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 国の基準の改正の概要

小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所等」といいます。）について、保育の担い手の確保を目的とした保育業務に係る要件の柔軟化や特別避難階段の規制の見直しに伴う次のような改正がなされました。

【参考】

- ・小規模保育事業及び事業所内保育事業の概要

事業		定員	職員資格
小規模保育事業	A 型（保育所分園に近い類型）	6 人から 19 人まで	保育士
	B 型（中間的な類型）		保育士（定数の 1/2 以上），保育従事者
	C 型（家庭的保育に近い類型）		家庭的保育者，家庭的保育補助者
事業所内保育事業	保育所型	従業員の子どもに加えて地域枠（1～20 人）	保育士
	小規模型		保育士（定数の 1/2 以上），保育従事者

(1) 小規模保育事業所等に置かなければならない保育士の数の算定について、当分の間、次の特例を設けることが可能となりました。

ア 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

保育士を二人以上配置しなければならない旨の規定を適用しないこととする場合、乳幼児の人数に応じて必要となる保育士の数が一人となる時（朝夕等の乳幼児が少数となる時間帯）は、保育士に加えて市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならないこと。

イ 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例

幼稚園教諭，小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができること。

ウ 小規模保育事業所等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所等において，開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは，開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で市長が保育士と同等の知識及び経験を有するものと認めるものを保育士とみなすことができること。

エ イ及びウの特例を適用する場合における保育士の必要数

イ及びウの特例を適用する場合であっても，保育士を各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならないこと。

(2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正により，特別避難階段の付室等に設ける排煙設備等の性能の規定化がされたことに伴い，同令を引用する国の基準の整理が行われました。

3 市の考え方と改正の内容

国の基準のうち2(1)の基準は，従うべき基準であって，保育士の配置等の基準を緩和するものです。今回の特例的運用に係る国の技術的助言において，各地域の実情に即した実施が可能とされていることから，機械的に国の基準と同一の基準を定めるのではなく，緩和された基準の範囲内で，地域の実情に即した合理的な基準を定めることが殊更に要求されているものです。

これらを踏まえ，本市の家庭的保育事業等の実情に照らして検討をした結果，小規模保育事業所等においては，次の表の右欄に掲げる理由により，基準を緩和する特例的な運用は行わず，現行の基準を維持することとします。

区 分	特例的な運用を行わない理由
(1) 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例	現在呉市で行われている小規模保育事業所等の入所定員が少ないことから最小限の保育士の配置で充足しており，当該基準の緩和の必要性が認められない。
(2) 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例	(1)のような状況であることに加え，乳児から2歳児の受入れを想定している本市の小規模保育事業所A型に，3歳児以上の保育への従事が望ましいとされている幼稚園教諭や5歳児以上の保育に従事することが望ましいとされている小学校教諭を配置する必要性が認められない。
(3) 小規模保育事業所等における保育の実施に当たり必	(1)のような状況であることから，保育士と同等の知識及び経験を有するものと認める者をもって代えることとする必要性が認められない。

要となる保育士配置に係る特例

国の基準のうち2(2)の基準は、参酌すべき基準であり、本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とし、国の基準の改正と同様の条例の改正をします。

【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

・参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4 施行期日

公布の日

5 新旧対照表

現行	改正案												
<p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1"> <tr> <td>階</td> <td>区分</td> <td>施設又は設備</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table>	階	区分	施設又は設備	(略)			<p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1"> <tr> <td>階</td> <td>区分</td> <td>施設又は設備</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table>	階	区分	施設又は設備	(略)		
階	区分	施設又は設備											
(略)													
階	区分	施設又は設備											
(略)													

現行			改正案		
4 階 以 上 の 階	常用	(略)	4 階 以 上 の 階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 及び 3 (略)		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。） を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 及び 3 (略)
ウ～ク (略) (設備の基準)			ウ～ク (略) (設備の基準)		
第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている次の表の左			第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている次の表の左		

現行

欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
(略)		
4 階 以 上 の 階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2・3 (略)

ウ～ク (略)

改正案

欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
(略)		
4 階 以 上 の 階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。） _____を 通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2・3 (略)

ウ～ク (略)